

会 議 要 録

名 称	第 9 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室地域づくり活動センター推進係	
	電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 0 3	
	F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 4	
開 催 日 時	令和 2 年 12 月 22 日(火曜日) 9:30～12:08	
開 催 場 所	西予市教育保健センター 4 階 大ホール	
出席者	委員	33 名 (欠席 1 名)
	その他	
	事務局	10 名
議事内容 (要旨)		
分館分科会会長	進行：前田 眞・愛媛大学教授 (委員長) 1. 開会 委員長あいさつ。 2 報告事項 ・西予市公民館分館制度分科会の進捗報告 西予市公民館分館制度分科会 (以下、「分科会」と言う。) 報告の前に、広報せいよ 12 月号に掲載された「地域づくり活動センター市民検討委員会」の記事について、1 ページにわたり市民へ周知する記事があった。内容を市民へ周知することは大切だが、分科会として記事について 2 点不都合な表記があることを事務局に指摘したことを報告する。 まず、1 点目は「原案」という表記。「原案」とは、今、我々が検討して、最終的にまとめるものであることから、今我々が検討しているのは「素案」または「草案」である。 2 点目は、「分館から他の 4 町のような集会施設に移行するため」という表記で、記述表現が間違っていると考える。分科会の設置要綱には「分館の在り方について協議する」ものであって「他の 4 町のような集会施設に移行する」という目的で開催する協議会ではない。以上 2 点を事務局に指摘	

教育部長

し、訂正をお願いした。今後は事務局で記事の内容を検討し、外向けに周知する際は、最終案の段階で会長、副会長と一緒に点検、確認するようにお願いをした。

分科会については、前回に引き続き、市側の案をもとに討議した。「地域づくり活動センター（以下、「センター」と言う。）」と捉えたとき、行政区の拠点としての分館について討議しているが、分館をまとめる拠点の拠点であるセンターがどうなるのか。今ある公民館、公民館のない地域（周木・下泊地区）、三瓶北・三瓶南の他の施設の名称と共用されている公民館など、拠点の拠点であるべき公民館の方向性を明確にしないと、分館問題の解決は難しいのではという結論に達した。今後はその在り方について検討を進めていく。

公民館がセンターになると思われる施設の今後や、他の複合的な要素を含めたセンターが必要かについても検討していく。

先般の分科会のなかで「社会体育」に関して、令和元年第4回西予市議会一般質問において、議会議員から質問があった内容についてご意見が出されたことについて説明する。

先日開催された分科会の中で、社会体育に関して、令和元年第4回西予市議会一般質問において、議員から、「社会教育同様、支所組織が4課から2課に移行した後の三瓶町における社会体育の人的財政支援をどのように考えているのか」という質問における教育長答弁の中で『実施している社会体育に関する事業につきましても、センターへ引き継がれる』と答弁している。スポーツクラブの事業等を含め、社会体育については市民検討委員会で協議したことはない。中間答申の中に入れるか、検討されていないことについてどう考えるのか、各種体育施設、機材等の維持管理や運営の支援は、センターの機能の中に入れるものかの協議と、センターの機能の中に入らないのであれば説明をしてもらいたいという旨のご意見があった。

これについて、教育長に確認した。議員からあった一般質問の意図として、公民館からセンターへ移行した後、またセンターへの移行と並行して支所組織が4課から2課へ移行した後に、支所教育課や公民館で関わっていた三瓶町のスポーツ協会やスポーツクラブ等が実施している各種の事業や教室等が切り捨てられてしまうのではないかとという視点から、社会体育に対する人的、および財政的支援の考え方につ

いて質問されたものであった。これに対し、教育長は、支所教育課や公民館等で関わるスポーツ協会やスポーツクラブ等で実施している社会体育に関する事業についても、「地域づくり活動センターへ引き継がれる。」「決して、事業を切り捨てるものではない」という意味で答弁した。その上で、「その事業の継続や推進、廃止等については、センターで行政と地域住民の皆さんが一緒になって知恵を出し合いながら検討していただきたいという考えである」と説明した。

分科会において、委員から「答弁の中に、『社会体育施設の管理運営』という文言が含まれ、センターの機能の中に入れるべきか」とのご心配をいただいている。この「社会体育施設の管理運営」という文言の部分は、委員からご指摘いただいたとおり、現在、支所教育課や公民館で行っている維持管理・運営全般を指したものである。答弁の後段で「今後、これまで支所教育課を含め、教育部で行っておりましたスポーツに関する事業の主管部署も改めて見直す必要も生じてくると考えている」と答弁しているように、施設全体の維持管理に係る委託や修繕等に関して所管する部署は改めて見直すということであり、各種施設の維持管理等をセンターの職員にすべて集中して担当させるというものではない。

また、教育長が、センターの所管となる市長部局の内容について答弁しておりますのは、この小規模多機能自治活動拠点整備事業、センターへの移行は、未来の西予市の在り方を考えるなかで最も大きく重要な施策とも言えるものであり、市長部局、教育部局と区切って別々に考えてできるものではなく、市共通の一体となった考えのもとで進めなければ実現できない事業であることから、市としての考えを述べたものであるので、ご理解いただきたい。スポーツ等社会体育に関して、「市民検討委員会のワークショップで、この話はしたことが無い」とのことだったが、社会教育は、社会教育法第2条(社会教育の定義)において、「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。」とされており、いわゆる学校教育を除くすべてが社会教育との考えであり、社会教育の中に社会体育も含めた考えである。

このような考えのもと、これまで市民検討委員会の委員で協議いただいていた「人づくり学びの場」(生涯学習・社会教育)の中に、社会体育も含んでいると考えている。ワーク

	ショップの中でも委員の皆さんの中からスポーツ、イベントについてのご意見をいただき、これまでまとめてこられたと捉えておりますが、分科会でご意見のあったような捉え方をされる方もあろうかと思う。委員の方々からご意見を出していただければ、これからの修正や追加等も可能と考えているので、ご意見などをお願いしたい。
委員長	この件について、ご質問ご意見はないか。
委員 A	私は、1年半前の答弁から、本庁の機構改革、支所の行政改革、教育課長が文化会館館長であり、3つの地区公民館統括館長であり、三瓶東地区のいろいろなことを教育課の職員、文化会館の職員、公民館職員で、チームでやってきた。センターになれば、正職員（公民館主事からセンター職員）になると私は思っている。大変なことになると考えるのは、雲南市の資料では、小規模多機能自治は行政改革であってはならないという資料をいただいている。西予市は、本庁所属の職員が増えるばかりで、支所の職員と課を減らし、三瓶東公民館はどこにあるのかと、今まで通りの印象を持った答弁と感じた。 分科会で「大きく変わるのでは」、「簡単に引継ぐとは言わないでください」と述べたが、議員の質問は住民を代表してのものであるので、住民としては情報や議事録で短絡的に判断してしまう。これからも、市長を含め、部長、課長全員が小規模多機能は西予市の生き残りをかけた事業であること、センターは教養の場、住民主体の場であり、住民への相談なしには簡単にはできないことを述べさせていただく。
委員 B	私は、体育協会長、社会体育指導員を経験している。分科会でいただいた西予市の公民館体制実態調査の一覧で、三瓶町は各種団体が独立して運営している。しかしながら、東宇和地域は公民館が担当、事務局・会計を兼務している地域が多い。三瓶にセンターを作ったときにその形でできるかどうか。分科会でも、三瓶地区はスポーツ協会、クラブも財産を持っている。センターが3カ所から5カ所になるかわからないが、その時の財産分けはどのようにするのか。それか市が財産を吸い上げるのか。実態調査に目を通していただければわかるように、そのような問題は生じてくるであろうと考える。今後も分科会で真剣に検討すべき事項と私は判断をして

	いる。
委員長	他、委員の皆様意見はないか（意見なし）。今後、分科会、検討委員会含め、知恵を出し合い協議を進めていきたい。それでは協議事項に移る。
事務局	＜中間答申（案）の内容検討と承認について事務局説明＞ 今回、提案させていただきました中間答申（案）は、これまで検討いただいた、 検討事項１ 公民館を地域づくり活動センターへ移行することについて 検討事項２ 移行時期と期間について 検討事項３ 地域づくり活動センターに備えるべき機能について 検討事項４ 地域づくり活動センターへの人材配置について 以上をまとめさせていただき、市長へ中間答申という形で報告させていただくことをご理解いただければと思う。今後、残された検討課題について、更にご検討していただき、最終答申として市長に提出することになるので、ご協力いただきたい。
委員 A	今の説明で、送付された案内文書には「承認」となっている。これは、今までの意見を取りまとめて「報告」することを認めてくださいという内容なのか、それか内容の「承認」なのか。公民館をセンターに移行するという最初の協議で、広報誌に「確認」「決定」という形で驚くような記事が掲載されたこともあるので、ここで一度内容すべてを決める「承認」か、それか意見を取りまとめて市長に報告することを「認めてください」というものなのか確認したい。
事務局	今回、中間答申としてまとめさせていただいたものは、これまで検討して頂いた内容をまとめ、市長へ「報告」させていただく、その内容を「承認」させていただくという内容である。内容を「報告」することを認めることです。 最終的には「答申」という形で市長に出すためには、委員会で「承認」いただく必要がある。ここでは、委員会で検討した内容を、一度報告として「承認」いただくものです。
委員 A	内容を承認するというのであれば、ここで話される内容

副委員長	はまだ決まったということではないことか。 委員Aからの指摘と同じく、私も若干心配している。最終答申に至るまでに、個別の具体的な問題を検討する必要がある。議論の進み具合、意見取りまとめによっては、内容の修正や見直し、表記訂正はあってしかるべきと考えている。
事務局	今後の検討内容は大変重要な内容であり、これまでの協議内容で修正が必要になることはあると想定している。委員の皆さんのご意見から、委員の総意として修正することはあると考えている。
委員C	市民へ説明する市民説明会の機会があると思うが、どこにその機会を挟むか。三瓶の分科会のことは別にして議論するものと私は捉えているが、市民説明会を間に入れることで中間答申の内容が変わることがあると思う。今後のスケジュール通りだと厳しいのではないか。
委員長 委員B	今回は中身の話を進めたい。 第3回市民検討委員会で、委員会の在り方について私の考えをお伝えした。決して多数決ではなく、それぞれの立場から選んでいただいた委員から意見を申し上げるという形で進めることを申し上げたが、この中間答申は「草案」ではないかと私は認識している。現在までの内容について意見を述べるのが「答申」ではあるが、検討委員会としての「中間意見書」か「中間報告書」でもよいと考える。「承認」というのは時期尚早で、検討委員会の状況を踏まえても、今は「草案」の段階であると考えている。
委員長 事務局	「答申」よりも「意見書」という形でもよいか。 「答申」が、完全に決定するという形として捉えられるようであれば、検討委員会の「中間報告」として提出させていただくことも可能である。
委員長	「中間報告」ということで進めるが委員の皆さまいかがか（異議なし）。それでは事前送付資料の内容について、ご意見を伺いたい。
事務局	資料説明ならびに中間報告（案）説明
委員A	26頁の「人づくり学びの場（生涯学習・社会教育）」について。私は、センターに移行して、行わなければいけない事業として生涯学習・社会教育と考えている。このことは、西予市の公民館条例にもある。生涯学習・社会教育は、公民館

	で行っている活動のことであると思うが、学校教育以外は全て社会教育と捉えると、西予市は、公民館の管轄は生涯学習課、スポーツ協会、スポーツ施設は文化・スポーツ課の所管であるが、何もかもするのではなく、公民館法で定められている事業を行うということではないか。 主事一人で学校教育以外の社会教育をするのは現場を体験した者としてどうかと思う。人づくり学びの場（生涯学習・社会教育）は、教育部局から市長部局に移すことが可能であることからセンターにして、事業が進んでいるかを協議するのが「制度的担保」である総合教育会議ではないか。その点を明確にしていだきたい。担当課が社会体育施設、各種団体、公民館で行うスポーツは公民館活動の一環としてあり、スポーツ協会で行うものは勝つために頑張るものもある。人づくり学びの場（生涯学習・社会教育）は、公民館法でやらなければならない条例にある7つの事業（を指しているのではないか。学校教育以外は社会教育と言えるのなら、一人の職員で全てできるわけがないと考える。
委員長 副委員長	この意見について委員の皆様いかがか。 委員Aの意見から感じたことであるが、学校教育と社会教育、生涯学習と、支所の職員再編という動きと絡めながら、行政としての社会教育推進体制、推進方針、施設等の管理運営方針として、行政としての責務と合わせて整理していく必要があるのではないか。
委員D	センターになり、職員で何もかもというのは無理だと考える。地域によって様々な事情はあるが、狩江地区は人口減に加え、経済力の低下も大きな原因になっている。そのためには、経済的な勉強等ができる場が大事であり、実行していかないと私は考える。公民館での実行は難しいが、センターになれば、可能性が広がるものと解釈している。地域の中で何をするかを考えながら進めていくということが大切ではないか。
委員長	センターの職員一人にすべてを任すのではなく、職員の活動に対しての支援やバックアップ等、いろいろ関わる場があるセンターではないだろうか。全部任せて職員一人に負担がかかることを防ぐために、今後、支援の仕組みを作っていくかといけない。その議論ができればよいと考える。
委員E	職員一人へ負荷がかかるという問題の前に、以前、センターの人員配置について、規模の大きい小さいに関わらず、こ

委員 C	の 4 人体制で進めると 27 頁に書いている。センターすべてがこの 4 人体制でいくということに捉えかねない。配置する人数にもよるが、大きなセンターであれば〇人という協議がないため、その部分が抜けていると感じる。 現在の公民館主事は、休日を返上して行事などの仕事をし、その分、主事の代休が取れているのかと思うことがある。仕事として行事に出ている現状もあることから、人数のことは再度検討する必要があると考える。 さらに、20 頁で、「見直しが必要ではないだろうか」、「指導者育成につなげることができるのではないだろうか」、「発展させることができるのではないだろうか」と「ないだろうか」が続いて、はっきりとした文言がなく終わっている。「発展させることができると『考えられる』、または『必要である』」という表現の方がいいのではと考える。 31 頁にある図の「地域づくり活動センター内の関係図（案）」について、この中で、「地域づくり組織」に緊急事態が発生した場合、図面からいくと、地域任用職員に伝わってセンター長に行くという流れとある。地域任用職員が休み、外出等で不在だったときは方向が変わると考える。また、「持続可能な開発（SDGs）」の 17 項目のうち報告書に 1 つか 2 つでも入れ込むことができるのか。
委員 F	31 頁の図について少し変更した方がよいと感じる。センター長は会計年度任用職員であり、市職員の位置づけであるが、今後の検討項目として、現在の公民館長の勤務時間は週 5 時間までなので、センターになれば、到底週 5 時間ではセンター長の職務を全うできないと考えられる。従って、センター長は、図ではセンター職員の上に来るべきなのではと考える。地域任用職員が地域づくり組織のところから矢印が来ているが、23 頁にあるように地域づくり組織だけでなく、自治会組織も地域の中にはまだ活動していることから、地域づくり組織に加えて、地域づくり組織や自治会の代表者がセンター長にもなる可能性もあり、地域任用職員の任用にも関わるということで、自治会組織も図の中に入れる必要があるのではないかと考える。 センター長の在り方として、会計年度任用職員であることから、センター長と同じくくりの枠の中に入れて、地域づくり組織の上に加えて欲しい。センター長を左の方に移してもらって、センター職員と一般事務員の枠が一緒になっているので、そこにセンター長も入れられるのではないかと考える。

委員 G	たうえで、センター長の仕事としてどのような仕事があるかを考えていかないといけないので、後で私なりの案を出させていただきたい。 委員 F の意見に私も同意見である。図の中で、センター長はセンター職員の上にあるべきで、センター長と地域任用職員とが、一方的に連携・協働という矢印になっている。枠外にある地域づくり組織のトップが地域任用職員の上になると考える。また、よその方と一緒に仕事、センター長とは何も関係がない人が入ればうまくいくかという疑問がないわけではないと感じている。 あと、社会教育について、人権教育も公民館事業として実行しているが、業務は人権啓発課へ移行可能と考える。委員 A の質問に対して事務局はどのような意見をお持ちか。
委員長	一つずつ進めていきたい。まず、社会教育の件について、人づくり学びの場を誰が担うのか、生涯学習・社会教育がセンター職員一人で担えるのかという議論の部分ですが事務局の意見をお聞きしたい。
事務局	何もかもセンターで行うということについて、生涯学習が全体にあり、学校教育、社会教育、家庭教育という棲み分けがなされている。学校教育以外のそのほかを全部センターで担うのかについては、全部行うのは非常に厳しいと考えている。社会教育法で規定されている公民館での学習講座やスポーツイベントなどの取組は、センターに引き継がれると想定している。生涯学習課が全市的に行っている事業までセンターに引き継ぐのは非常に困難であると想定する。 また、各町単位で実施している事業について。各支所教育課が主となって行っている事業は、各支所の担当課が担うことになる想定している。4 課が 2 課になるという話があるが、まだ決定事項ではない。旧町で実施していた事業については各支所単位で実施するものと想定している。現在の公民館事業についてはそのままセンターへ引き継ぐ形になると想定している。
委員 B	三瓶町ではいろいろなスポーツ大会がある。公民館が扱っている大会はなく、種目ごとの団体が主催し、教育委員会が協力している。組織図が全然違うので、それを理解したうえで答弁しないと非常に困る。もう少し、三瓶町の現状、行政区長を中心とした事業、教育部局、生涯学習課という区割りをなくし、行政全体で考えて欲しいと期待する。

委員 C	中央公民館、各町単位の活動として人権教育も入る。社会教育と地域づくりを一緒にまとめてはいかがか。
委員長	社会教育をセンターで受け持つ話があったが、何もかも行うのではなく、取捨選択があり、教育課が受け持つ業務は担当課が引継ぎ支所でも行う。人権教育の対応についても、各センターの実情に応じて、議論して取捨選択し、見直しする。取捨選択をすることは、それぞれの地区で違いがあるということから、「多機能自治」として進めていくことが可能で、そこにサポートできればよいと考える。
委員 A	公民館からセンターへの業務は簡単に引き継げるものではなく、支援も必要で、大変難産だと感じる。生涯学習・社会教育が教育部局から市長部局に移って、社会教育が正しく行われているかどうかを議論する、総合教育会議が開かれている。去年の議事録を見ても、各地域の社会教育まで掌握できていないように思える。総合教育会議がセンターで行われている事業について、市長と議論できる唯一の制度的担保と言われている。今の総合教育会議は、教育委員会の中で行われている社会教育を議論するものとしてだが、今度は市長部局に移って制度的に担保する、それをクリアしないとできませんよと中教審の答申にある。教育長は総合教育会議であると言われているが、中教審では条例等も含まれるとある。 今までは教育委員会の中での総合教育会議は身内の会議であったが、市長部局に移った総合教育会議は議論の内容も十分参加する人には認識してもらい市長と議論してもらう必要がある。今までどおりの総合教育会議がどのような仕組み、よく考えて総合教育会議が制度的担保ということをお答えいただきたい。
委員長	センター活動の評価に関するものであると私は感じている。社会教育だけでなく 4 つの場を見ていく必要がある。評価する場として総合教育会議に求めるか、他の場で評価する場を作るのかは今後の議論になる。センター事業を評価する機関の設置についてどうか。
委員 A	昨年、三瓶町での市政懇談会で、教育長は総合教育会議のなかで議論すると答えた。今の総合教育会議そのままでは、教育委員 4、5 人で市長と論議するのは難しいと感じる。教育委員が出ていない三瓶町で、社会教育委員でも 20 名のうち 2 名で、教育委員は 0 名である。6,000 人の町で地域の実態を熱い想いで見届ける人が不在の総合教育会議であるの

総務課長	で、今後どうするのかお答えいただきたい。 総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議を設置するとなっている。教育委員の選定については、前回お答えした通りだが、そのなかで、市長と教育委員会と対等な執行機関同士が連携して教育政策について協議・調整する場となっている。構成員と決定権は、市長と教育委員会という構成で組織され、現在、総合教育会議は市長部局と教育部局双方が協議調整案件に応じた所属長が説明者として出席している。今後、センターの評価については、先ほど委員長がおっしゃったように別機関を設置するという手法もあると考えられる。総合教育会議として、今後、センター化に向けたこともあるが、行政分野との一体的な取組の推進のためにより効果的な会議となることであれば、行政部局の部長が出席した会のあり方というのも今後検討していく課題の一つと考える。
委員 A	センターは中教審答申で、センターでの活動は社会教育と連携しているので、他の行政部門と一緒に衰退しないようにするとなっている。答申から法律をつくるのではないか。5つの町に教育委員がいない場合は、身近な話を持っていける「支所長」「部長」は必ず入るように要望する。教育委員が不在の地域はどうするのですか、センターで行う事業には社会教育は入っているの、今までの総合教育会議以外の仕組みを考えていただきたい。
総務課長	この場では明言できないが、総合教育会議は生涯学習・社会教育の推進についてご意見・ご助言いただける場であるので、市長部局に移行しても大事な場である。三瓶地区の委員がいないことから、今後は、関係者または学識経験者には「意見聴取者」として出席を求めることが可能であることから、活用しながら意見を聞くことが可能であるものと考えています。
委員長 事務局	総合教育会議についての議論は一度、事務局が預かるか。 センターになったときの運営に関する審議会必要性については、案の12頁④にあるとおり、現在の公民館運営審議委員会が廃止になった場合の代替りの機関が必要であることを明記している。本来、社会教育の振興については教育委員会が行うものであり、それらを各センター、市長部局で行う場合には社会教育の推進ができているかを確認する場が総合教育会議の場になると想定する。各センターと市長部

	局でおこなっている社会教育の推進が確実に行われているかを総合教育会議の場で審議し、ご協議いただくのがよろしいかと考える。
委員長	続いて、人員配置の議論についてはどうか。地域の規模によって維持できるか、人数等については地域の実情に応じた配慮が必要と感じるが、文言を付加していくことを提案したい。委員の皆様いかがか。
委員H	27 頁の「センターの人員配置」の中で、「1 名」という記述が気になる。モデル地区として運用していく中で、1 名に限ると非常に難しくなる地域や、地域のやる気に合わせて必要な人数が変わってくるのではないかと。「必要とされる人数」、「1 名分」、「予算内での人数」と表現を柔軟にされた方が人選しやすいのではないだろうか。 31 頁の関係図についても、地域の皆様に伝えるためにも、大きな水色の枠で囲まない方がよいのではないかと。3 人の「長」（センター長、地域づくり組織会長、自治会区長）に地域任用職員やセンター職員、追加の職員、行政区区長、地域おこし協力隊が協力して進んでいく地域づくりなので、これから住民へ説明しやすくするためにも、分かりやすくし、仕切らない方がいいのではないだろうか。
委員長 委員G	記述の表現方法についてはどうか。 前回の資料＜検討事項 4＞の中で、「条件等や雇用人数等の裁量は地域に委ねられる」という表現があった。地域で 2 人必要であれば 2 人ということ解釈してよろしいのか、「予算の範囲内」であれば 3、4 人でも雇用していいのかとなれば、どうにもならない気がする。地域にこの案を出したら「反対」という意見は出ないのか、本当に必要だという判断はどこでされるか、地域の判断でいいのかどうか。
事務局	地域任用職員については、地域でどのような方を何名雇用するかについては地域で協議していただくことを想定している。地域によって求められる人材や勤務時間については様々な形が想定され、28 頁の中段【地域任用職員（地域雇用）】に記述している。
委員F	委員Hの発言のなかで、「地域おこし協力隊」も大きな地域づくり活動、センターの人員配置になると考えている。協力隊員がいる地域といない地域があるため、すべてに関わるかどうかは分からないが、今年度何人か募集されている。地域づくり協力隊が地域づくり活動の大きな核にもなるとこ

委員 A	ろも出てくると感じる。予算は別財源になるが、人員配置のなかで考慮するところではないかと感じる。 25 頁の「日直夜直者」の記述で、令和 4 年にやめるようになっているのが「望ましい」となっている。しかし、「望ましい」というより「調整を図ること必要がある」ということではないか。日直夜直者は人員配置の中に入るのか。今までは公民館予算のなかで日直夜直者は入っている。公民館条例施行規則にもあり、教育部長の答弁で公民館の運営に関しては、地域の実態に合わせて柔軟に対応するという国の方針に合わせていた。公民館予算であったので公民館における人員配置だったが、センターになった場合の施行規則はまだないので見えないことから「調整することとする」として断言されたらどうか。
事務局	最初、「図ることとしている」というのを「望ましい」とさせていただいているのは中間報告であって、委員の方が市長に対して提出していただくという形で言葉を変えている。委員の方からの日直夜直者の意見として、地域で調整を図ることが望ましいという意見をいただいたのでその表現としている。
委員 A	その人員はセンターの業務として引き継いだ場合、センターとしての人員配置になるのか。市長部局に所管が変わるため、その予算は活動センターに入るのか。図書関係の扱いはどうか。土日祭日締められたらセンターにはならないし、土日祭日にならないと集まることができない住民もいる。その際、開けていただく人が必要になる。日直夜直者はセンターの勤務職員の中に入るのか。
事務局	現在の考えとして、日直夜直者はセンター職員としては捉えていないものと想定している。
委員 A	日直夜直者がいないと地域の実態に合わせたセンターの活動ができないと考える。公民館も日直夜直者を配置している。センターになればどこの部署が雇用して、予算をつけるのか。社会体育施設、文化・スポーツ課の担当施設であれば、教育部局から出すべきだが、センターであればセンターから出すべき。住民主体の協働の場であるので、説明してもらい、必要であれば続けていただきたい。
委員長	明確な回答はできかねるが、地域の実情に応じて判断していかないといけない部分はあると考える。一般的な方針のなかで、日直夜直者は廃止する方向で調整するのが望ましいのではないかと。

委員 A	大事な話なので、働いてもらう方にはおねがいをしないと いけないと感じる。
委員 D	この記述では、日直夜直者は令和 4 年度までに廃止するこ とを検討するとある。移行した場合、廃止になっているもの と受け取ったが。
生涯学習課長	日直夜直制度について、城川・野村地区以外の地区では、 日直・夜直者を置かずにスムーズに展開できている。現在、 日直夜直制度を取り入れている地域には、このことについて よく説明したうえで、ご理解いただき、納得いただいたうえ で廃止を進めていきたい。もし、地域の特別事情がある場合 は、地域づくり団体の人件費のなかで対応可能だと考えてい る。センター化の担当課でもあるまちづくり推進課の考えも ある。
委員 E	人員配置において、地域任用職員だけではなく、センター がどこに決まるか。例えば、三瓶地区の小学校区で作るとな れば、周木と下泊といった公民館のない地域に、いきなりこ の人数が必要なセンターをどうするかで変わってくる。来月 の検討事項でセンターの位置についてあるが、それらを含め た協議にしていただければと考える。センターの人員配置は 含みを持った方向でまとめていくほうがいいのではないかと 思う。
委員 B	細かい意見が出るが、合併を経て現在の西予市になり、小 規模多機能という制度ができ、今から地域おこし、自分たち のまちは自分たちの手でという理念で進めようとしている。 地域の伝統・歴史が培ってきて、西予市になって、将来の 財源・財政事情、類似団体より職員が多いというなかで、宿 直日直をはじめ数の問題、公民館・分館の数、教育委員会・ 公民館関係の職員の数など、職員数で少ないのは三瓶町であ る。三瓶町の教育委員会は 3 つの公民館と教育課で 13 名、 三瓶の人口とくらべると半分の明浜地区、城川地区でも、4 つの公民館と教育課職員の人数で 16～17 名と三瓶町よりも 多い。学校単位、公務員単位、300 人ぐらいの人口のセンタ ーであるとか、東宇和地区と同等のような扱いで物事を言う となると非常にやりにくいと感じる。もう少し、お互いが痛 みを分け合いながら、将来の財政と職員数を削減しながら、 民間の力を借りることが基本ではないかと私は考える。立派 な理念があるので、もっと言葉を短く、市民が理解できる、 共通の認識を得られるように、曖昧な答弁ではなく、少し考 えた答弁をしていただきたい。

委員長	それに、分館問題の解決なくして、本事業は推進できない。前向きに進もうとするべく今日まで来ているが、お互いが痛みを分け合い、西予市の基本方針についていくことが検討委員会ではないか。旧町のお互いの痛みを分かったうえでご発言いただきたく思う。 そのような方向で進めたい。内容の話になるが、人員配置の図の中で地域でのキーパーソンの存在を含めた図に修正したい。時間的な問題もあるので預けるという形でよろしいでしょうか。市長への中間報告もあるので、変更の可能性があるとこの形を含め、時間がないこともあるが、ご了解いただければと思うが委員の皆様よいか（異議なし）。 来年1月に再度出てくるのでその際に議論していただく形にします。 20 頁の文言で「ないだろうか」という言葉が続いているという内容について、ここでの案として「発展させることが考えられる」という表現方法でどうか。皆さんの方から表現について他に案はないか。言い切る形で「必要である」という表現や、下の方では「発展させることが考えられる」と修正したうえで報告してよろしいか。
委員 A	5 頁で『教育委員会と市長部局が連携し、推進することを「期待する」』は誰に期待するのか。他人事のように思えるので「連携する」とした方がいいのでは。
事務局	検討委員から市長へ向けて提出する形で言葉を変えているので、「連携する」の表記をそのように変えている。
委員 A	当然やらなければいけないことなので「推進する」とした方がよいのでは。
委員長	全体の論調として、検討委員会から市長へ報告する内容なので、「期待する」、か「推進する」という言い方の違いだけだと思われるが。
委員 L	「推進することを求める」では。
委員 I	「しかし、センターに移行しても、生涯学習・社会教育は…、連携して従前同様に推進されることが重要である」という表現がよいのでは。
委員長	求められるという意見もあったが、「重要である」というこの表現でどうか（異議なし）。また、20 頁の表現もこの表現よろしいか（こちらも異議なし）。
委員 F	文言について何点か指摘したい。18～19 頁の「営利活動」の記述で、18 頁の「財源確保の手段として営利活動」という

	記述と、19 頁の営利活動は「あくまで課題解決の手段」という言葉の整合性が曖昧になっているのではないかと。検討して頂きたい。また、細かいことではあるが、体言止めの「取り組み」については、中教審答申では「取り組み」は漢字二字の「取組」になっているので、体言のものは「取組」とした方がいいのでは。 また、12 頁の「替わる」は「代わる」でいいのでは。16～17 頁の市職員と「係わる」というものと、18 頁の「関わる」は「関わる」に統一した方がいいのでは。22 頁の活動の見直しについては「持続可能な」という文言が入ればいいのかと。27 頁で、人員配置の書き方において、括弧書きにしている「（一般行政職員、会計年度任用職員、地域雇用）」を一緒に表記して統一していただきたい。
委員 I	11 頁の「繋がる」と「つながり」の表記の統一もしていただきたい。
委員 J	11 頁の図の中で、「社会の要請」のなかの、人権問題のなかに「同和」とあるが、「同和教育」とした方がよいと提案する。また、生涯学習・社会教育という図の内容について、生涯学習は平成 4 年答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中で謳われたもので、生涯学習のなかに社会教育があることから、「生涯学習・社会教育」は、生涯学習は大きな捉え方であるので、「・」があるのは気になるので検討を願いたい。
委員長	「同和教育」という形にした方が、真意が伝わると思います。また、人づくり学びの場で見えてきたところではあるが、「生涯学習・社会教育」について、「社会教育」は生涯学習の中に含まれるのでどうかというご意見について委員のみなさまいかがか。全体表記に関わることなので、「生涯学習」という形で網羅するというところでよろしいか。
生涯学習課長	「生涯学習」と「社会教育」の考え方についてはごもっともである。「生涯学習・社会教育」と並列併記の場合は、全体で生涯学習ということがあるが、学習主体、教育主体で狭い意味で考えられることもある。よく、市民講座で学ぶ場を提供し、市民が学ぶ場合は生涯学習と言える。人権教育のような形でこちらが教育を施す場合は「社会教育」という形で表現する場合がある。元々の前提は生涯学習が網羅しているので、統一するのであれば統一の方向でよいと考える。
委員 J	平成 4 年の答申に照らし、「（３）「人づくり学びの場」」で使うとするならば「社会教育」だけでもよいと考える。狭

委員長	義で使うのであれば、11 頁の図で大きく生涯学習を入れて いるので、もう一度検討いただきたい。 この提案については事務局と協議するので、預かってよろ しいか。
委員 F	委員 J の発言から、広い意味での生涯学習となるので、説 明しなければならない文言であれば、「人づくり学びの場」 の「（生涯学習・社会教育）」は併記せず、「生涯学習」に した方がよいと感じる。
委員長	「社会教育」をとって「生涯学習」だけの表記に変えさせ ていただいてもよろしいでしょうか（異議なし）。 あと、SDGs の考え方を報告書の中に入れてはどうかとい う意見についてはどうか。今までの議論の流れでは、唐突感 があるが、市全体の流れでいけば、理念や補足内容から動い ていくという表記だけでよいと考えます。地域づくり活動 センターというもっと広い範囲での SDGs の考え方という感 じもするが、ここでは、外していただければと思うがどうか （異議なし）。
委員 K	中間報告の中で、センター長、地域任用職員の選出は大き な問題になっていくと考える。30 頁の人材育成のところ で、「研修も同様に必要だと考える」とあるが、センター長、地 域任用職員へのサポートがないと選出は難しいと考えるの で、意思表示的な表現があればよいと感じる。
委員長 事務局	形を変え明記することでよろしいか。 28 頁の中段で記述しているが、人材育成の項目にも追加 という形でよろしいか。
委員長 分館分科会会長	事務局と協議して決定していく。 12 月議会で議員から、地域づくり活動センターについて の質問があったが、議事録から会議が進んでいないのではと いう記述があった。もっと検討する必要がある、期間も十分 検討する必要があるという政策企画部長の答弁があった。 分科会会長として、様々な項目を考えるうえで、来年 3 月 までに形がまとまったものにできるかどうかは不安なところ はある。それでも、十分に検討して、答申を出さなければ いけないので、期間の延長やタイムスケジュールにおいて、 先延ばしをする考えがあるかどうか、さらに検討する必要が あるものと私は考えるが、事務局としての意見をお聞きした い。
事務局	現時点では、延長するという回答は難しい。検討事項の中 身に依るところがあるが、どうしても必要になれば月に 1 回

委員長 事務局 委員 A 事務局 副委員長 事務局 委員長	から回数を増やし、検討することも必要になると思います。それでも、答申が 4 月で難しくなればその時点で考えていく必要はあるのではないかと想定している。 4 月までを目標に努力していくが、延長の可能性あることをご理解いただければと思う。それでは、今回の修正を加えて、「中間報告」という内容で提出したい。続いて、冒頭文について。鑑文をお手元にお配りしているので、ご覧いただきたい。 中間報告（案）を読み上げ。 鑑文には分科会の報告内容は含まれないのか。 市民検討委員会に提出してからの記述になる。 今月中に中間報告させていただくことになるが、最終的にできあがった中間報告を委員全員にお送りいただいて、また 1 月の検討委員会でご意見を頂ければと思う。 当委員会後、事務局と委員長で文言を見直し、市長への中間報告については委員長に確認を一任していただけると事務局としてはありがたいが委員の皆様どうか（異議なし）。 本日のご意見を含め、私も内容を確認する。「中間報告」なので、全てが決まっているわけではないので、修正があれば次回、1 月にも議論できればと思う。 4. 次回の日程及び協議内容の確認について ※次回日程について。第一案の 1/19（火）9:30～に決定。 5. その他 なし 6. 閉会あいさつ 副委員長あいさつ 終了 12:08
備 考	